



# 島根県報

平成18年8月22日(火)

号外第104号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

島根県企業立地促進助成金交付要綱の一部改正

(企業立地課)

## 告

## 示

### 島根県告示第838号

島根県企業立地促進助成金交付要綱(平成5年島根県告示第429号)の一部を次のように改正する。

平成18年8月22日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第4号中「認定企業」の次に「又は認定企業が資本金の全額を出資する企業(以下「全額出資企業」という。)」を、「期間に」の次に「当該認定企業の立地に伴い」を加える。

第5条第1項第2号中「増加常用従業員数」の次に「(全額出資企業の増加常用従業員数を除く。)」を加える。

様式第1号別紙の注3を次のように改める。

- 3 常用従業員には、派遣労働者等及び全額出資企業の常用従業員を含めないこと。

### 附 則

- 1 この告示は、平成18年8月22日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進助成金交付要綱の規定は、平成18年8月22日以後に島根県企業立地促進条例(平成4年島根県条例第23号)第4条第3項の規定により申請された同条第1項の規定による認定に係る助成金について適用し、同日前に同条第3項の規定により申請された同条第1項の規定による認定に係る助成金については、なお従前の例による。

